

「快適さ」についての一考察 Consideration of "Amenity"

佐藤 快信
Yoshinobu Sato

キーワード：自然災害、原生自然、アメニティ、まちづくり、環境教育

目次

はじめに

1. 雲仙普賢岳災害がもたらしたもの

- 1-1 噴火災害の被害
- 1-2 自然の治癒力
- 1-3 災害から得たもの

2. 原自然と2次自然

- 2-1 原生自然と管理された自然
- 2-2 自然と風景
- 2-3 快適さ

3. 豊かな感性を育てる

- 3-1 豊かな感性を育てるまちづくり
- 3-2 環境教育の役割

おわりに

はじめに

アメニティ (amenity) という言葉が日常的に使われだしたきっかけは、1977 (昭和52) 年の OECD (経済協力開発機構) による「日本における環境政策」(Environmental Policy in Japan) に関する報告によるといわれる。その報告の中で「日本政府は数多くの公害防除の戦闘を勝ち取ったが、環境の質を高めるための戦争では、まだ勝利を治めていない。」(Japan has won many pollution abatement battles but has not won the war for environmental quality.) さらに、「公害防除の環境政策の一面しか過ぎない。ところが、日本では1960年代後半以来、公害に焦点をあわせ、環境政策は公害防除に終始した。その結果、汚染を減少させることには成功したが、環境に関する不満を除去することには成功しなかった。日本の状態はいわば病気の主な原因が除去されたにもかかわらず病気が治らないようなものである。」と述べられている。そして、環境に対する不満の本質が環境の質の悪化にあることを指摘し、「環境の質、あるいはよくアメニティと呼ばれるものは、静けさ、美しさ、プライバシー、社会的関係その他《生活の質》その測定することのできない諸要素に関係している」ことも述べられている。

こうしたことを出発点にしながら、アメニティに関して議論が今までなされ、1993年の環境基本法の制定や翌1994年には環境基本計画が作られることとなった。このことを受けて、従来の公害、自然環境と快適環境というテーマを統合して考えていく時期に入ったといえよう。特に、環境基本法、環境基本計画においては、循環、共生、参加、国際協力というキーワードによって環境政策を推進しようとする流れがある。

本報告では、「快適さ」を考えるにあたって、その前提条件として生活の安全性が存在すると考えた。そこで、長崎県島原市を中心とする雲仙普賢岳の噴火災害から自然が人間に何を与えたのか考察することから出発し、改めて我々の自然に対する意識と地域おこしの視点から「快適さ」を実現していくにあたっての方向性について考察することにした。

1. 雲仙普賢岳噴火災害がもたらしたもの

1-1 噴火災害の被害

1991 (平成3) 年11月21日に噴火した長崎県雲仙普賢岳は、噴火活動が確認された当初は、災害規模が復興計画を立案実行することになるほどまでひどくなることは予想されてはいなかった。1994 (平成6) 年6月3日に噴火活動の終息宣言が出されるまで、島原市と深江町を中心に様々な負荷を与え続けた。

島原市が大きなダムも持たずに大地から湧き出てくる水を水資源として活用でき、1994年に九州域で多くの地域で問題となった水不足で悩むことなく、水を長崎市や佐世保市などの他地域に供給することができたのも、普賢岳から豊かな恵みをもたらしていることの証明である。豊かな恵みを授けてくれる相手から噴火災害のように生命の脅威を与えられるとは、平生考える

すべもない。そして、皮肉なことに自然からの恵み、自然の尊さ、脅威は、普段日常で認識するものではなく、災害後の不自由な生活の中で改めて強く認識するものだった。

特に、噴火活動が活発化した頃の農産物被害状況を調査した際、葉タバコの被害額が大きかった。島原深江の付近の葉タバコ生産農家は優良農家が多く、その品質に対する評価が高かった。葉タバコの品質は土壌条件に大きく左右され、品質保持のためには5年間の土壌の改良が必要といわれている。品質の高い葉タバコを生産し続けるのには、相当の努力と工夫が必要であることは容易に推測できる。そのため、噴火活動は葉タバコの例にみられるように、土壌と共に生きる産業である農業へ影響は大きいといえる。そのため、農業生産者の土地（土壌）への愛着は計り知れなく大きいと思われる。

1-2 自然の治癒力

雲仙普賢岳の噴火から10年が過ぎ、焼け野原となっていたすそ野付近は、その風景の中に緑の色を見出すようになってきた。火砕流の流れた千本木地区の緑の回復状況は、確かに種まきなどの人為的な作業があったにせよ、我々は改めて自然の持つ再生力が大きいことを感じずにはいられない。

雲仙普賢岳の自然再生の例ばかりでなく、過去においても鹿児島島の桜島で見る



写真1. 大正溶岩（桜島ビジターセンター付近）

ことのできる大正溶岩（写真）には樹木などが生えていたり、ある程度の年月の中で自然自らの変化がみられ、溶岩の間に降り積もった火山灰のわずかな土壌の上に、風によって運ばれてきた黒松の種子がそこで芽を出し、やがて林を形成していく。その技は、黒松が少ない養分でも立派に成育できるという潜在的な力による。また、熱帯雨林地帯における開墾などの作業では、焼畑をおこなわない場合には、少しでも人的作業を怠るとあっという間に元の自然状態にまで復元してしまうことは、移民していった人たちの苦勞話でも知ることができ、自然の再生能力を超えない程度の人的影響においては自然の回復力は素晴らしいものがある。このように、自然が主体の災害という行為においては、自然の流れのなかでは、自然は自らのリズムによって復元という行為もおこなってしまうのである。

1-3 災害から得たもの

我々は通常、支障をきたす出来事がない限り、例えば、蛇口をひねれば水が出るといった生活の中でのごく当たり前のことさえ、有り難味を感じることはない。また、自然のように人類に豊かな恵みを授けてくれる相手だから、大事にしなければいけないと思っていたのに、雲仙普賢岳の噴火にみるように、人間に対して脅威をもたらす者でもあることを再認識させられることもある。また、皮肉なことに、それまで自然から受けていた恩恵を改めて認識する結果ともなる。

自然は我々に恵みを与えてくれるばかりでなく、人間に対し脅威の対象となる自然災害をも与えることも改めて感じさせた。鳥原のように自然災害のあったところでは、自然の両面を感じながら自然と共に生きていくことが求められる。鳥原市では、振興計画の中で共にある「共存」より積極的に共に生きる「共生」という考えを打ち出しており、災害のあった地域が今後積極的に自然と向き合う姿勢を出していることは評価されることであろう。

著者は短期大学で「環境学」の講義を担当しているが、講義の初回に受講生に「自然からイメージできるもの」というレポート課題を受講生に対して出すが、受講生の大方はまず「緑の樹木」、ついで「海」、「山」といった人間に対し脅威でないプラスイメージについて書いたレポートが多く、自然災害のマイナスイメージが書かれることは少ない。通常、我々は環境を論じるとき、自然を大切にという認識はあるが、災害を引き起こす自然をも意識しているかどうかは上記のことからも希薄であるといえよう。

鳥原市のように自然災害があるところでは、「快適さ」で最優先されることは、自然災害から人間を守ることであり、火砕流や土石流から人家や人間を守ることである。そのための、砂防ダムなどの設置は不可欠であり、その設置による景観が悪くなることは避けられない。しかし、災害の地域に住まない者からは、それは景観を損なうものだという者もある。筆者にとって雲仙普賢岳の噴火災害は、我々が残すべき自然とは、また自然と共生するとはどういうことなのかを改めて考えさせられる事件だったといえよう。

我々が通常何気なく話している自然保護という対象は何なのか、自然を保護するという行為の対象は何であり、どのような姿勢で保護していこうとするのか。自然に人的行為を加えないとするならば、絶滅していく動植物があっても静観するのかなど、現実にはその共通理解がされているとは限らない。そこで、以下の項では、自然とは何であるのかについて考察してみたい。

2. 原自然と2次自然

2-1 原生自然と管理された自然

我々が一般的に自然といっているものは、本当に自然なのかという議論がある。自然との豊

かな触れ合いといった事をうたい文句にしている観光などの場合、「きれいな風景だ」、「めずらしい風景」だという「風景」としてとらえられることが多く、その風景が実は自然を風景として認識しているということ意識することは少ない。また、そうした「風景」も実のところ、人間が自然にそれなりに手を加えながら、生活しやすい自分たちの生活空間を作り上げてきた結果の産物といえる。そのため、我々が「なかなかいいな」、「懐かしいな」と感じる風景は、実際には棚田や農村風景であったり、農業や林業、漁業といった第1次産業の自然の恵みを活かしながら作りあげてきた風景といえよう。

また、日本人の場合、自然林のイメージはすでに人工林であるという調査報告もあり、我々は管理された自然を原自然として認識している可能性が高く、例えば、明治神宮の森は、その当時の林学者が70年後に森となるようイメージして大正期に植樹されて作られた人工の森だということを感じることが少ない。実際に原自然が残っているところはどこかという富士山の麓の樹海など限られた森林地帯であり、そのエリアは少なく、森林浴といって桧や杉の林の中を散策したりするが、それらは人工林であって、快適だと思っている自然は既に人の手の入った管理された自然であったりする。

そのため、長い間人間によって社会化された自然は二次的自然であり、農耕、治山、治水などの営みの中で歴史的な流れのなかで形成されてきたものであり、近くにある永続性のある慣れ親しんできた自然といえる。こうした2次的自然の中には、現実的には原生的自然としてのサブシステムをすでに持っており、野生動物・植物のような構成要素を持ち、それらの野生動物・植物が永らく生き続けることが可能ならば、歴史ストックとして考えることも十分可能である。

また、さらに人為的要素が濃くなれば模擬的自然と変化していき、例えば、長崎市の中島川には鯉が放流されていたり、蛭を育てたりして、2次的自然の変質（模擬的自然）の姿が登場してくる場合がある。しかし、その場合でも、最終的には可能な限り原自然に近づこうという意識が働いていることが多く、原自然への憧れは強いといえる。

2-2 自然と風景

風景に関する論文は様々な分野で数多く議論されている。ここで、それらについて個々の紹介はしないが、大まかにみて自然科学では風景の色や形を人間工学的に分析することによって、また心理学では人間の心の動きを分析することで風景を理解しようとしている。ここでは、風景を人と人、物との出会い、「出来事」としてとらえて考えてみたいと思う。風景を「出来事」としてとらえることは、美しい風景としてパターン化され、流通する状態になった風景（例えば、金沢八景など）として人々に受け入れられ、人々と山や川や建物やさまざまな物との出会いがなぜ良い（または、悪い）風景として認識されることである。

風景は人間が「きれいだ」という感情的なものによって位置づけられることは確かであり、その感情は価値観によって影響を受ける。さらに、価値観はその時代の社会的状況によって変化するものだから、風景に対する認識は本質的に変化、流動的なものといえよう。そのため、風景が社会に共有された〈景〉として認識されるためには認知が必要である。その認知は、個人的なものではなく、社会と時代の流れのなかで形成されるものである。

一方、個人的な原風景は、「いつか来た道」みたいなものであり、そこでも見立て（風景の置き換え）がおこなわれていたりするし、個人的風景も個人のある時代と社会の影響を受けているので、結局のところ社会の状況による価値観の変動を受けていることになる。したがって、こうした2つの流れのなかで人は、自然を風景としてみているといえよう。また、個人的風景が社会的流通の中に取り込まれて、「社会的風景」として形成することや「社会的風景」が個人的風景へとまたフィードバックされ、美しい田園風景や豊かな森の緑、良い町並み、それらがあたかも元々個人的風景としてあったかのように語られることがあり、自然も緑も町並みも当然あるべきものとして語られ、町に緑や町並みを保全しようということにつながる事が多いことである。

ところで、価値観が変化するとしても風景そのものは時間の連続性の中で存在するものである。そこで、我々は生活するとき、より快適な状況を求めて暮らしており、未来に投影している映像というものをも「風景」と呼ぶと仮定したならば、過去の経験、現前の現実、そして未来を風景として自分自身に投影することができ、風景を通して過去を振り返り、現在を理解し、未来を予測し、可能な限りよりよく生きていこうと現実を変えていこうとする姿勢を形成できる可能性があるのではないだろうか。もし、風景の全体のなかにそうした姿勢が構造化されているとしたら、環境破壊は本来おきないのかもしれない。

2-3 快適さ

先にも述べたように、アメニティについての定義には確固たる定義はないが、「快適さ」、「生活の質の高さ」、「住み易さ」という言葉で表現されており、「快適さ」は非常に感覚的なことであるともいえ、本来個人差のあるものといえるだろう。

しかし、人間の生活という視点にたった場合、災害や公害により生命を脅かされたり、生活に支障が生じることのないという条件を満足しなければ「快適さ」は成立しにくい。そうした視点を取り入れた場合のアメニティの構成要素を考えると、以下のようにまとめることができるだろう。

1) 住み易さの基礎的条件

a) 災害、公害、衛生性、安全性、犯罪（阻害要因）

- b) 住宅、生活環境施設、交通アクセス（不足要因）
 - c) 歴史、文化財、緑地、景観（保全要因）
- 2) 歴史と文化の条件
- a) 都市の魅力
 - b) 歴史的都市形成による都市の個性
 - c) 都市のわかりやすさ
- 3) 地域社会の条件
- a) 人付き合い
 - b) 地域社会の地域運営能力

上記のことから、「快適さ」を追求するためには、地域を知るという必要性がみえてくる。また、「快適さ」を作り上げることは、地域環境が人間を作り、人間がまた地域環境を作るという相互作用の過程で形成されるともいえよう。その根底にあることは、環境に対する感性を磨くことと、その感性を共有するということの必要性である。

3. 豊かな感性を育てる

3-1 豊かな感性を育てるまちづくり

「豊かさ」についての議論は、高度経済成長期においても平成景気と言われたバブル期においても様々な観点から議論されてきたことである。ただ、それらの議論の中で共通して語られてきたことというのは、物質的な豊かさではなく精神的な豊かさの必要性であった。国土開発においても、地方の都市化という流れから、地方分権化の流れにみられるように地方の自立や地方独自の特色の確立が求められてきている。

これまでに議論してきた「快適さ」についても、都市部における「快適さ」が中心であり、地方、農村、漁村、山村についての「快適さ」については議論されることは少なかったように思う。そうした傾向の背景にあるのは、物質的な豊かさが達成された都市部だからこそ、精神的な豊かさへと関心がいくのであって、物質的な豊かさが達成されていない地域では、そこまで関心が届かないという意見もあるようだが、地域の持つ豊かさを再認識する時期に今はあるように思える。確かに、農漁山村の振興を考えると、今までの観光としてのスタイルが変化して、教育啓蒙的な要素が強いエコツーリズム、ルーラルツーリズムなどそれら地域と都市部との連携が求められてきているが、このことに振り回されることはあってはならず、地域の豊かさを確信する作業としてとらえるべきである。

都市部が求める地方の豊かさとは、端的な言葉で表現してみると、「自然」ということになってしまうが、それももう少し広義にとらえ地域資源として豊かさとしてとらえたい。地域資源

は、例えば農村においては農地、それに付随する地域環境であり、必ずしも人間の手が入っていない原生自然だけではなく、無形な資源である伝統文化・生活文化というものも含めて地域の持つ豊かさであると考えたい。実際、農地を見てみれば、最初から農地はそこに存在していたのではなく、林地または草地であったところを先人たちが開墾という努力を重ねながら農地へと変化させたのである。その変化を促す技術はその地域の気候などの特性に基づいたものであり、その地域特有の技術ということもできる。そうした文化を知っているのは、地域に住む高齢者であり、そうした人たちが持っている文化を如何に継承・保存していくかが重要なことになっていく。以下の項では、そうした手立てとしての環境教育の可能性について論じてみたい。

3-2 環境教育の役割

環境教育のイメージについては、どうしても地球環境問題または公害問題についてイメージが先行する傾向がある。そうしたときの議論の中心は、例えば地球の温暖化に対する対処なりメカニズムをどのように教えていくのかという教授方法の議論になりかねない。環境教育の本来の目標があって、その教授方法についての議論がなされればよいのだが、本来の目標についての議論がなされないままおこなわれることが多いように思うし、その本来の目標についても定まったものがないのが根本的な原因というのが現状なのかもしれない。

環境教育が環境に対する知識の教育なのか、環境のための教育なのかによって大きく内容と教授法について異なるといえよう。ここでの環境教育は、環境のための教育という視点に立ったものとして議論したいと思う。確かに、環境に対する知識は重要であるが、それを目標とせず環境を考えていく上での判断材料または道具として位置付けていくことが重要であるように考える。このように考えたとき、環境教育が果たす役割は、ここでの議論の中心である「快適さ」ということに通じる。居住する地域の快適さを考えることは、自らの地域で如何に過ごすのかを考えることである。そのための、知識はいわゆる環境問題とされる知識ではなく、地域の知識である。具体的なものとしては、地域の歴史・文化といったものであり、地域の持つ豊かさというものが何であるのかということを知ることにあるといえる。居住地域の豊かさや問題を認識するところから、はじめて環境問題へと認識を広げることが可能なのではないだろうか。もちろん、鶏が先か卵が先かの議論のように、グローバルな地球環境問題を知ることで地域で実践できるという考え方もあり、そのことを否定しないが、寄ってたつところの居住地域から見ていくほうがより現実的ではないかと考える。

また、前項で述べた高齢者が持つ生活文化を含む地域資源の継承については、子供たちに対しておこなうことが必要である。特に、義務教育の段階においておこなう必要性を感じる。というのは、例えば農漁山村においては居住地域内に義務教育機関があっても、高等学校がない

ことも多く、高等学校への進学を考えた場合居住地から出ていかなければならない状況が生じるからである。さらに、「快適さ」や「豊かさ」を紡ぎ出す地域資源については、小学生レベルでおこなうほうが効果的でないかと考える。そうした状況は、2002年度から実施される「総合的な学習の時間」の有効な活用法として考えられるし、高齢者が「地域の教師」として参加することは高齢者の生きがいとしても有効であろう。

環境教育が居住地、ふるさとの生活文化まで含む環境を知ることを軸にしていくことは、農漁山村のみならず都市部においても通用する普遍性を持ち、快適に過ごすということがどのような意味を自分たちにあるのかを知った上で地球環境問題との関連を理解していくことが、環境教育にも求められているのではないだろうか。

おわりに

「快適さ」(アメニティ)について、論じてきたところであるが、個々の価値観に影響を受けるし、地域によっても優先させるべき課題が違うことから、その全容を一言で表現することは困難である。しかし、例えば、本論でもあげた島原市では自然災害から如何に身を守っていくかが最優先事項であり、そのことが快適に暮らす最低条件となる。そのことは、快適さを考える上での共通の最低条件となりうるだろう。また、自然の持つ恵みと災害という多面性を理解しながら、快適さを考えていくことも重要である。そして、多面性を持つ自然と付き合うことにおいては、共に生きる「共生」を考えていくことが必要である。このことは、地域で生きるということにおいても「共生」は重要であることを意味する。本論の後半で述べた環境教育においても、「共生」を意識することは重要である。なぜならば、地域というローカルにおいても、グローバルな視野での地球市民ということにおいても「共生」は同一線上において語られるものであると考えるからである。

また、快適さは価値観の流動性の中に存在するために、何を持って良しとするかという感性を如何に磨くかという課題がある。その課題をクリアするためには、地域と関連をもった環境のための環境教育の必要性がそこに見えてくる。また、その実践の一つの形として、フィールドミュージアムやエコミュージアムといった地域活性化策を取り入れていくことも方向性としてあるのではないだろうか。

なお、本報告は、1996年10月に長崎県島原市において開催された「快適環境を考える」シンポジウム(主催:環境庁)にパネラーとして参加したときの発言と1997年11月に長崎ウエスレヤン短期大学市民公開講座で講演した内容をもとにしている。

参考文献：

1. アメニティの時代：丸山元淑、中央法規、1986年。
2. 都市の環境と生活：田中廣滋・山中 進、九州大学出版、1993年。
3. 環境の科学：山口勝三、菊地 立、齋藤紘一、培風館、1998年。
4. 人間環境と風土：藤田佳久、菊地俊夫、西野寿章、大明堂、1994年。
5. 景観の構造：樋口忠彦、技報堂出版、1975年。
6. 環境の科学の基礎：御代川貴久夫、培風館、1997年。
7. 遠い林・近い林：菅原 聡、北村昌美、市川健夫、赤坂 信、愛智出版、1995年。
8. 地域資源の保全と利用：今村奈良臣、向井清史、千賀裕太郎、佐藤常雄、農文協、1995年。
9. 生活とアメニティの科学：東京大学農学部編、朝倉書店、1997年。
10. 快適環境の科学：大野秀夫、堀越哲美、久野 覚、土川忠浩、松原斎樹、伊藤 寛、朝倉書店、1993年。
11. 文化と環境：石井真治 監訳、西村書店、1998年。
12. 自然とむすぶ文化：信州大学教養部環境科学講座編、共立出版、1980年。
13. 環境イメージ論：古川 彰、大西行雄、弘文堂、1992年。
14. 風景とはなにか：山岸 健、日本放送出版会、1993年。
15. 「共生」とは何か：松田裕之、現代書館、1995年。
16. 人にやさしい“まちづくり” — 長崎から —：長崎大学大学教育開放運営委員会、1993年。
17. 田園アメニティ論：武内和彦、横張 真、井出 任、養賢堂、1990年。
18. 日本型グリーン・ツーリズム：井上和衛、中村 攻、山崎光博、都市文化社、1996年。
19. アメニティを考える：AMR編、未来社、1989年。
20. 共生のフォークロア：野本寛一、青土社、1994年。
21. 農耕空間の多様と選択：渡部忠世 監修、大明堂、1995年。
22. 共生と循環の哲学：梅原 猛、小学館、1996年。
23. 風土としての地球：オギユスタン・ベルク、筑摩書房、1994年。
24. ランドスケープデザイン：吉村元男、鹿島出版会、1995年。
25. 都市の風景：都市研究懇話会編、三省堂、1987年。

(2000年3月24日 受理)